

加盟団体の所属部門

平成8年4月1日現在の本協会加盟団体を、(1) 屋外スポーツA；屋外競技団体 (2) スポーツB；主として屋外競技団体 (3) 屋内スポーツ；屋内球技団体 (4) 武道 (5) ニュースポーツなど；ニュースポーツ・軽スポーツ・リクレーションなどに大別し、福生市体育協会規約第5条の加盟団体の所属部門は、下記のとおりとする。

加盟団体の所属部門表

部門	加盟団体名
第1部門 (屋外スポーツ A)	陸上競技協会 スキー連盟 ゴルフ協会 ソフトテニス連盟 サッカー連盟 テニス協会
第2部門 (屋外スポーツ B)	軟式野球連盟 ソフトボール連盟 少年軟式野球連盟 早朝野球連盟
第3部門 (屋内スポーツ)	バトミントン連盟 バレーボール連盟 卓球連盟 バスケットボール連盟 ダンススポーツ連盟
第4部門 (武道)	柔道連盟 弓道連盟 剣道連盟 空手道連盟 少林寺拳法連盟
第5部門 (ニュースポーツなど)	ゲートボール協会 インディアカ連盟 グラウンドゴルフ協会 ミニテニス連盟 バウンドテニス協会 ビーチボール連盟 太極拳連盟

附則 この理事会議決事項 第1号は平成8年4月1日より施行する。

平成8年4月9日 理事会承認

附則 この理事会議決事項 第1号は平成11年4月1日より施行する。

平成11年5月29日 理事会承認

附則 この理事会議決事項 第1号は平成12年4月1日より施行する。

平成12年6月3日 理事会承認

附則 この理事会議決事項 第1号は平成15年4月1日より施行する。

平成15年6月14日 理事会承認 (2団体追加)

附則 この理事会議決事項 第1号は平成16年2月13日より施行する。

平成16年2月13日 理事会承認 (銃剣道退会)

附則 この理事会議決事項 第1号は平成17年4月1日より施行する。

平成17年6月19日 理事会承認 (1団体追加、3団体所属変更)

附則 この理事会議決事項 第1号は平成19年4月1日より施行する。

平成19年4月21日 理事会承認 (1団体追加)

顧問、相談役及び参与選考基準

福生市体育協会規約第11条の顧問、相談役及び参与となる資格は、以下のとおりとする。

(顧問選考基準)

第1条 顧問は、1から6のいずれかに該当する者であることを要する。

- 1 学識経験者
- 2 国会議員
- 3 都議会議員
- 4 福生市議会議長
- 5 福生市教育委員会委員長
- 6 福生市町会長協議会会長

(相談役選考基準)

第2条 相談役は、1から4のいずれかに該当する者であることを要する。

- 1 学識経験者
- 2 本会会長経験者
- 3 市担当課長
- 4 事務局長経験者

(参与選考基準)

第3条 参与は、1から4のいずれかに該当する者であることを要する。

- 1 学識経験者
- 2 副会長経験者
- 3 市担当課長
- 4 事務局長経験者

附則 この理事会議決事項 第2号は平成8年4月1日より施行する。

平成8年4月9日 理事会承認

附則 一部訂正し平成18年4月1日より施行する。(誤字訂正)

平成18年4月22日 理事会承認

専門委員会の構成人員に関する基準

福生市体育協会規約第41条から第45条の各専門委員会の構成人員は下表のとおりとする。各委員会の委員長は各担当副会長が務め、副委員長は委員長が指名する。ただし、財務委員会の副委員長は会計が担当する。

専門委員会名	構成役員の種		人数(人)
企画委員会	委員長	企画担当副会長	1
	副委員長	常任理事	1
	委員	理事	若干名
	委員	委員長委嘱	若干名
渉外委員会	委員長	渉外担当副会長	1
	副委員長	常任理事	1
	委員	理事	若干名
	委員	委員長委嘱	若干名
広報委員会	委員長	広報担当副会長	1
	副委員長	常任理事	2
	委員	理事	若干名
	委員	委員長委嘱	若干名
事業委員会	委員長	事業担当副会長	1
	副委員長	常任理事	2
	委員	理事	若干名
	委員	委員長委嘱	若干名
財務委員会	委員長	財務担当副会長	1
	副委員長	会計	1
	委員	理事長	1
	委員	事務局長	1

附則 1 この理事会議決事項 第2号は平成8年4月1日より施行する。

平成8年4月9日 理事会承認

附則 2 一部改正し平成10年4月1日より施行する。

平成10年4月1日 理事会承認

附則 3 一部改正し平成16年4月1日より施行する。

平成16年4月24日 理事会承認

福生市体育協会広報誌発行規程

第1条 福生市体育協会規約第3条（5）及び第9条（2）に基づき福生市体育協会広報誌（以下「広報誌」と略称）を発行する。

第2条 広報誌に掲載する事項は次のとおりとする。

- （1）福生市体育協会運営の動向を示す事項。
- （2）福生市体育協会の施策・事業など市民への周知に関する事項。
- （3）加盟団体の施策・事業など市民への周知に関する事項。
- （4）その他必要な事項。

第3条 広報誌は年2回発行し、発行責任者は福生市体育協会会長とする。

第4条 広報誌は無料で配布する。

第5条 広報誌に掲載すべき事項の原稿は、原稿締切日までに広報委員会に提出するものとする。広報委員会は校正・繰延又は分割掲載を行うことができる。

第6条 この規程の執行に関して必要な事項は別に定める。

附則 この理事会議決事項 第4号は平成8年10月1日より施行する。

平成8年10月13日 理事会承認

福生市体育協会への加盟にかかわる認定基準

(目的)

第1条 この基準は、福生市体育協会規約第6条及び第7条に定める福生市体育協会への加盟について必要事項を定めることを目的とする。

(加盟申込み団体の資格)

第2条 福生市体育協会に加盟しようとしている団体は、次の資格を備えるものとする。

- (1) 団体の事務所は、福生市内に所在すること。
- (2) 市民の体育スポーツ活動の普及事業及び研修事業を実施し、その活動が期待できるもの。
- (3) 結成後2年以上経過したもの。
- (4) 団体としての組織、運営がなされていること。
- (5) 福生市民をその主たる対象として構成された体育スポーツ団体であること。
- (6) 団体の構成員が20名以上、あるいはチーム数が5以上の団体であること。
- (7) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的としないこと。
- (8) 次の各項目を備え、且つ確実なものであること。
 - ・規約を有すること。
 - ・意志決定、執行及び代表する機関が確立されていること。
 - ・自ら経理、監督する等、会計機関を有すること。
 - ・年間を通じて、継続的且つ計画的な事業を有すること。

(加盟申請手続き)

第3条 福生市体育協会へ加盟しようとする団体は、別表1に定める福生市体育協会加盟申請書を本会会長へ提出すること。

- 2 本会会長は、前号に定める福生市体育協会加盟申請書を受理したとき、常任理事会の承認を経て仮加盟団体にすることができる。
- 3 前号の規定により、常任理事会が仮加盟団体と認めた場合は、直近の理事会に報告しなければならない。
- 4 仮加盟団体は、次の事項を守らなければならない。
 - ・賛助団体会員となること。
 - ・福生市体育協会の会則を守ること。
 - ・評議員会員1名を選出すること。

第4条 仮加盟団体の代表者は、仮加盟団体となってから、承認の可否を審議する理事会までの期間の事業実績書、当該年度の事業計画書及び収支予算書等を本会会長に提出しなければならない。

- 2 前号の書類を受けた本会会長は、仮加盟団体となってから少なくとも1年を経過したのち、直近の理事会に加盟承認の可否をはからなければならない。

附則 この理事会議決事項 第5号は平成8年10月1日より施行する。

平成8年10月26日 理事会承認

附則 一部訂正し平成18年4月1日より施行する。

平成18年4月22日 理事会承認

福生市体育協会加盟申請書

平成 年 月 日

福生市体育協会会長殿

団体名

代表者名

印

今般、私ども（団体名 ）は、福生市体育協会への規約に基づき加盟したいので、下記関係書類を添付して申し込みます。

記

1. 団体名、事務所所在地
役員名簿（役職、氏名、住所及び電話番号を明記の事）
構成員名簿（氏名、住所、電話番号を明記の事）
2. 規約
3. 事業、決算報告書、事業計画案及び予算書案
4. その他加盟審議に参考となる書類

以上

賛助会員に関する基準

(目的)

第1条 本基準は、福生市体育協会規約第4条の賛助会員（以下「会員」という）に関する基準を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 本会の会員は、団体会員、個人会員の2種とする。

- 2 団体会員は、企業・商店などの名において、1口以上の年会費（以下「会費」という）を納入したものである。
- 3 個人会員は、個人の名において、1口以上の会費を納入したものである。

(会員の権利)

第3条 本会の会員は、本会の広報誌に会員名を掲載することができる。

- 2 会員名簿は、総会において公表することができる。

(会費)

第4条 会員になるには、本会規約を遵守の上、様式 賛1-01の入会申込書に必要事項を記入し、会費を納入しなければならない。

- 2 団体会員の会費は、1口 5,000円とする。
- 3 個人会員の会費は、1口 1,000円とする

附則 この理事会議決事項 第6号は平成8年4月1日より施行する。

平成8年10月26日 理事会承認

附則 この理事会議決事項 第6号は平成17年4月1日より施行する。

平成17年4月23日 理事会承認

附則 この理事会議決事項 第6号は平成20年5月1日より施行する。

平成19年12月23日（特非）福生市体育協会設立評議員会の定款で承認

特定非営利活動法人福生市体育協会賛助会員加入ご要請兼入会申込書

平素より、当体育協会の事業運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福生市体育協会は加盟27団体で会員約4,000名を超えるスポーツ団体として、地域スポーツの振興発展と市民の健康づくり、青少年の健全育成及び市民の生涯学習推進の一助と成るように努めております。市民及び市内在住在勤の方を対象としては、市民総合体育大会・スポーツフェスティバルふっさ、市民駅伝大会等の事業を行っております。また、対外的には都民体育大会、市町村総合体育大会、都民生涯スポーツ大会、都民スポレクふれあい大会、西多摩地域広域行政圏体育大会等に福生市代表の選手を派遣し、優秀な成績を収めております。

これらの様々な活動をご理解いただき、事業達成のために賛助を賜りますようお願い申し上げます。

● 賛助会員年会費

団体：1口 5,000円 (1口以上)

個人：1口 1,000円 (1口以上)

特定非営利活動法人福生市体育協会 会長 石川 和夫 (公印省略)

..... キリトリ線 キリトリ線

取扱注意

様式 賛1-01

特定非営利活動法人福生市体育協会 御中

申込日：平成 年 月 日

賛 助 会 員 入 会 申 込 書			
団体名あるいは個人名			
郵便番号	住 所		電話番号
申込口数	口	金 額	円

体育協会記載 : 団体会員

: 個人会員

取扱者 ()

福生市体育協会慶弔規程

第1条 本規程は、福生市体育協会（本会という）の慶弔に関する範囲、支給額等必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 前条の対象範囲は、本会規約第10条及び第11条に定める役員、加盟団体及びその長とする。

2 慶弔の該当者については、当該加盟団体などから本会事務局への届け出を要するものとする。

第3条 第2条に定める慶弔金などは、次の区分による。

2 本人の慶事などは、常任理事会が必要と認めたとき、その祝い金は10,000円とする。

3 本会の加盟団体が記念事業等を開催するにあたって、常任理事会が必要と認めたとき、その祝い金は10,000円とする。

4 本人が疾病のため15日以上入院したとき、その見舞金は10,000円とする。

5 本人が死亡したとき、弔慰金は10,000円及び弔意を表するものとする。

第4条 外部団体関係などの慶弔は、常任理事会が必要と認めたとき、慶弔の意を表することができる。

附則 この理事会議決事項 第7号は平成8年12月1日より施行する。

平成8年11月30日 理事会承認

附則 この理事会議決事項 第7号は平成11年4月1日より施行する。

平成11年3月6日 理事会承認

福生市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、福生市体育協会規約第3条9号に基づき、福生市体育協会（以下「本会」という。）の発展に寄与し、併せて福生市体育スポーツの振興に尽くした加盟団体及びその構成チームあるいは構成員の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰の種類は団体表彰及び個人表彰とする。

- (1) 団体表彰は、功績賞、特別功績賞及び感謝状とする。
- (2) 個人表彰は、功績賞、特別功績賞、功労賞、特別功労賞及び感謝状とする。

(表彰基準及び対象)

第3条 表彰は、次の各号に該当するものに対して行う。

- (1) 功績賞は、福生市の代表として、競技成績が特に優秀であり、市民スポーツの高揚に寄与した功績が著しいもの。
 - (2) 特別功績賞は、次の号に該当するものに対して行う。
 - ①東京都代表として、全国大会へ出場したもの。
 - ②福生市の体育スポーツ振興に特に功績があった加盟団体。
 - (3) 功労賞は、体育スポーツの振興に尽力し、その功績が顕著なもの、若しくは地域スポーツ振興に尽くしたもの。
 - (4) 特別功労賞は、本会役員として、本会に貢献したもの。
 - (5) 感謝状は、本会の発展強化・体育スポーツの普及奨励のため寄付寄贈のあったもの及び賛助会員。
- 2 前項1号及び2号に定めるものには、表彰状及び記念品を贈る。
- 3 前項3号及び4号に定めるものには、表彰状及び記念品を贈る。
- 4 前項4号の在任年数は、別に定める。
- 5 前項5号に規定するものには、感謝状及び記念品を贈る。

(表彰の特例)

第4条 第3条の基準にかかわらず会長は、常任理事会及び理事会の承認を得て被表彰者を推薦することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、協会の評議員会又は市民総合体育大会総合開会式において行う。

(欠格条項)

第6条 第3条に該当するものであっても、表彰の趣旨に反すると認められたものの表彰は行わない。

(表彰審査)

第7条 本規程の主旨に従い、公平妥当な表彰の実施を図るため、常任理事会が審査し決定する。

- 2 常任理事会で決定した事項は、理事会の承認を得るものとする。

(選考手続)

第8条 第3条に規定する事項は、次のとおりとする。

「団体」

福生市体育協会加盟団体申告 ⇒ 常任理事会決定 ⇒ 理事会承認 ⇒ 表彰

「個人」

福生市体育協会加盟団体推薦 ⇒ 常任理事会決定 ⇒ 理事会承認 ⇒ 表彰

福生市体育協会会長推薦 ⇒ 常任理事会決定 ⇒ 理事会承認 ⇒ 表彰

附則 在任年数 第3条4号の在任年数は次のとおりとする。

在任年数は、役員として換算12年以上を表彰対象とする。

会計、事務局長又は事務局員は年数にかかわらず退任時に表彰する。

在任年数は、一期単位で換算し累計できるものとする。

会長、副会長、理事長、常任理事	在任年数×6
会計監査・理事	在任年数×2
評議員	在任年数×1

附則 この理事会議決事項 第8号は平成8年12月1日より施行する。

平成8年11月30日 理事会承認

附則 一部訂正し平成18年4月1日より施行する。

平成18年4月22日 理事会承認